

■この保険で引受けの対象とならない借用施設の専有面積・業種・用途

専有面積	不動産賃貸借契約に基づく借用専有面積が 330m² を超える施設(330m ² までは引受け可)
対象外施設 業種・用途	<ul style="list-style-type: none"> ●料理飲食店、居酒屋、喫茶店、カフェ、バー、キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナックバー、スタンドバー、パブ、ディスコ(クラブ)等 ●火薬類販売、ガソリンスタンド、LPガススタンド、燃料販売業(石炭、木炭、練炭、薪、プロパンガス、灯油等) ●専用倉庫、駐車場、自動車修理・整備等、印刷業作業所 ●ホテル、旅館、民泊、仮眠、休憩施設、レンタルルーム、貸会議室、建設作業員宿舎、冠婚葬祭業、映画館、映画撮影所、劇場、興行場等 ●遊戯娯楽場(麻雀店、パチンコ店、カラオケボックス、ポーカー場、ゲームセンター等)およびこれらに類する施設 ●岩盤浴、健康ランド、ヘルスセンター、スポーツジム、フィットネスクラブ、アスレティッククラブ、ヨガ、アロマテラピー、オキシジェン(酸素)バー、ゲルマニウム温浴上のリラクゼーション施設、マッサージ、エステティックサロン、日焼けサロンおよびこれらに類する施設 ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業の用途(ソープランド、ラブホテル、アダルトショップ、派遣型ファッショングループ、アダルトビデオ通信販売、アダルトサイト運営、テレフォンクラブ等)」 ●入れ墨(タトゥー、刺青)、ピアス、まつ毛・ネイル・美白・脱毛サロン等、身体に施術を行う店舗・施設 ●医療業、調剤薬局、整体、カイロプラクティック等およびこれらに類する店舗 ●クリーニング店(取次のみを行う場合を除く)、コインランドリー、新聞販売店等 ●毛皮類、宝石、貴金属商、美術・骨董商、質屋、買取専門店、金融業、卸市場等 ●生花店、種苗商、畜産商、ペットショップ、動物病院、ペットホテル等、動物・植物を取扱う店舗・施設等 ●教育施設、老人ホーム、介護福祉施設(デイケアサービスを含む)、児童養護施設、幼稚園、保育園(託児所)、塾、道場、ダンス教室、カルチャーセンターおよびこれらに類する施設 <p>※店舗併用住宅・無人店舗はお引受けできません。 ※上記以外にもお引受けできない業種があります。詳細については当社又は取扱代理店にお問い合わせください。</p>

■保険契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

- テナント総合保険は、一般的な事務所もしくは小売店等の店舗に収容された業務用の設備・什器等を補償の対象にしています。物件に収容された事業者の家財・商品・製品・原材料・他人からの預かり品等については補償の対象外になります。
- テナント総合保険の保険期間は2年です。
- この商品は地震・噴火・津波・放射能汚染等による損害を一切補償しておりません。
- 当社の保険は保険契約者保護機構の対象ではありません。
- この保険は、営業または、事業のためにお申込みいただくものであり、クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回または解除)を行うことはできません。
- このパンフレットはテナント総合保険の概要を説明したもので、この商品のご契約に際しましては、補償内容・条件等を十分にご確認ください。詳しい内容については、ご契約時にご案内する「ご契約のしおり」に記載された重要事項説明書(「契約概要」、「注意喚起情報」、「普通保険約款・特約条項」)を必ずご確認いただき、内容を十分にご理解ください。ご不明な点がある場合は取扱代理店もしくは当社までお問い合わせください。

■保険契約のお申込み手続きについて

- 当社の保険のお申込みとご相談は代理店がお取扱いいたします。取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行等の代理業務を行っております。よって取扱代理店との間で有効に成立した保険契約は当社との間で直接契約されたものとなります。
 - 当社の商品は、保険業法に定める保険契約引受け上の制約(保険金額の制限等)を受けるため、ご契約のお申込みをいただいたてもお引受けできない場合があります。
 - ご契約の際に当社取扱代理店が「ご契約のしおり(重要事項説明書・普通保険約款・特約条項)」をご案内し、補償内容、重要事項等をご説明いたします。
- お申込みの内容をよくご確認いただき、所定の保険申込書に署名または記名押印をお願いいたします。詳しくは当社もしくは下記の取扱代理店にお問い合わせください。

事故受付センター
フリーダイヤル
0120-315-755

保険に関する
お問合せ
苦情・ご相談の窓口
03-3261-2201
受付時間:10:00~17:00
受付日:月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

解約手続き
専用ダイヤル
050-5369-3063
●解約手続きご案内のショートメッセージをお送りいたします。

◆お問合せ先(取扱代理店)

◆引受保険会社
全日ラビー少額短期保険株式会社
関東財務局長(少額短期保険)第67号
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館
TEL 03-3261-2201 URL: <https://www.z-rabby.co.jp>
当社は一般社団法人全国不動産協会の100%出資により設立された
全日グループの少額短期保険会社です。

事務所・店舗用



全日ラビー少額短期保険株式会社

全日ラビー テナント 総合保険

充実の補償と安心サービスで
テナントで事業を営む皆様をさまざまなリスクからしっかりサポート!



万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!
0120-315-755
事故受付は24時間・年中無休です。

全日ラビー「テナント総合保険」はテナント事業者様専用の保険です。

充実の補償と安心サービスで万一の時にしっかりサポート!

火災・盗難・漏水等の万一の事故から大切な設備・什器に生じた損害を補償し、建物オーナーや店舗のお客様への賠償責任にも対応できます。

万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!

0120-315-755

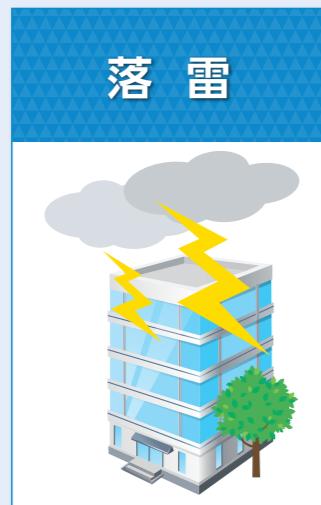
事故受付は24時間・年中無休です。

■保険金のお支払い対象となる事故の例

設備・什器等補償(設備・什器等保険金)



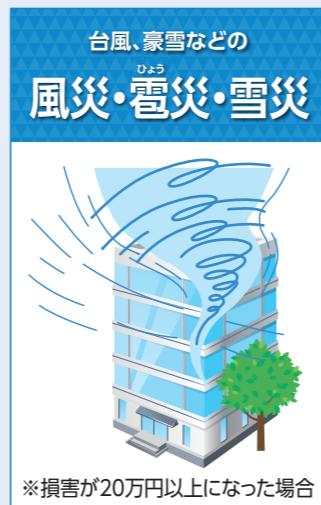
火 災



落 雷



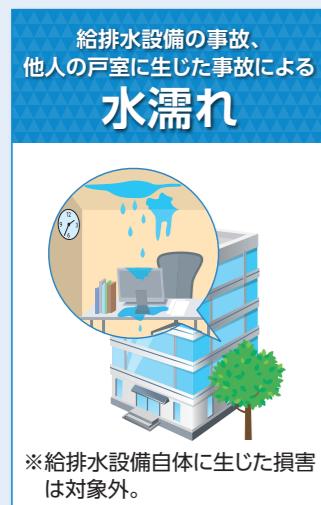
ガス爆発などの 破裂・爆発



台風、豪雪などの 風災・雹災・雪災



建物外部からの物体の 落下・飛来・ 衝突・倒壊



給排水設備の事故、 他人の戸室に生じた事故による 水漏れ



騒乱・ 労働争議 などの際の暴力行為・破壊行為



窃盗・強盗などの 盗 難



床上浸水などによる 水 災



不測かつ突発的な事故による 設備・什器等の 破損・汚損等

※床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水。借用施設または借用施設が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合

※損害の額が1回の事故について3万円を超える場合に、その超える部分に対してお支払いします。

各種費用補償

- ◆修理費用保険金
- ◆臨時費用保険金
- ◆残存物取片づけ費用保険金
- ◆失火見舞費用保険金
- ◆損害防止費用
- ◆権利保全行使費用



残存物取片づけ

盗難による
ガラスの破損

凍結による
専用水道管の破裂

賠償責任補償

◆借家人賠償責任保険金

テナントオーナーに対する賠償責任を補償

次の①～③の事故により、借用施設を損壊させ、被保険者が貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の被保険者の損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。

- ①火災
- ②破裂・爆発
- ③給排水設備の使用または管理に起因する水漏れ



◆施設賠償責任保険金

他人に対する賠償責任を補償

日本国内で次の事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合の被保険者の損害に対して、施設賠償責任保険金をお支払いします。

- ①借用施設の使用または管理に起因する事故
- ②借用施設において行う被保険者の業務の遂行に起因する事故

■保険金のお支払いについて(主な場合を記載しています。詳細は普通保険約款、特約条項をご覧ください)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損傷保険金	①火災、落雷、破裂、爆発	損害の額(再調達価額) (保険証券もしくはインターネット当社ホームページ上に掲載される契約内容照会画面記載の保険金支払限度額を上限)	【各保険条項共通】 <ul style="list-style-type: none">・保険契約者はまたは被保険者等の故意によって生じた損害・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害
	②風災、雹災、雪災(収納する建物が直接破損し設備・什器等の損害が20万円以上になった場合)		
	③建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊		
	④漏水、放水、溢水等給排水設備の事故、他施設(戸室)に生じた事故による水漏れ		
	⑤騒乱・労働争議などの際の暴力行為、破壊行為		
	⑥窃盗・強盗などの盗難、損傷、汚損、業務用通貨・預貯金証書の盗難等(※預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により現金が引き出された場合に限ります。)	1事故につき a.業務用現金30万円を限度 b.業務用預貯金証書300万円を限度 c.貴金属・宝石・美術品等一組または一組ごとに30万円を限度かつ合計で100万円を限度 a～c以外 cと合計して設備・什器等保険金額が上限	【設備・什器等補償条項】 <ul style="list-style-type: none">・保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害・保険の対象が借用施設外にある間に生じた事故による損害・設備・什器等の欠陥によって生じた損害・設備・什器等に生じたり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観上の破損、汚損等の損傷であって機能に支障がない破損、汚損等の損害・電球、プラウン管等の管球類、液晶ディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害・設備・什器等の自然の損耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かびまたはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた破損・汚損等の損害・詐欺または横領によって生じた損害・紛失、置忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害・被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修繕費用
⑦水災(床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水。借用施設または借用施設が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合)	1事故につき 設備・什器等保険金額の5%を限度		
⑧上記①～⑦以外の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等(損害の額が1回の事故について3万円を超える場合に、その超える部分に対してお支払いします。)	損害の額(再調達価額) (1事故につき50万円限度免責3万円)		
修理費用 保険金	借用施設に上記①～⑦の設備・什器等保険金が支払われる損害が発生し、被保険者が賃貸借契約書等の契約に基づいてまたは緊急的に自費で修理した場合	実費 (1事故につき100万円限度)	【借家人賠償責任補償条項、施設賠償責任補償条項共通】 <ul style="list-style-type: none">・保険契約者、被保険者等の故意による損害賠償責任
	借用施設専用水道管に生じた凍結による損害	実費 (1事故につき10万円限度)	
	設備・什器等保険金が支払われる場合で、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用	定額 (1事故につき設備・什器等保険金の10%に相当する額)	
臨時費用 保険金	設備・什器等保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用	実費 (1事故につき設備・什器等保険金の10%限度)	
	借用施設から発生した火災、破裂・爆発によって、他人の所有物に損害が生じた場合の見舞金等の費用	定額 被災世帯数×20万円 (1事故につき、設備・什器等保険金額の20%を限度)	
残存物 取片づけ 費用保険金等	損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用のうち消火薬剤等の再調達費用、消火活動に投入した器材の費用等	実費 (必要または妥当な費用)	【借家人賠償責任補償条項】 <ul style="list-style-type: none">・被保険者の心身喪失または指図による借用施設の損壊に起因する損害賠償責任
	権利保全行使費用	当社が保険金をお支払いするのと引換に取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手のために必要な費用	実費 (必要または妥当な費用)
失火見舞 費用保険金	借用施設の水漏れ	定額 被災世帯数×20万円 (1事故につき、設備・什器等保険金額の20%を限度)	【施設賠償責任保険金】 <ul style="list-style-type: none">・借用施設の修理、改修または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任。・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任・屋根、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任・被保険者の使用者が被保険者の業務の従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
	不注意で起きた火災	実費 (必要または妥当な費用)	
損害防止 費用	借用施設の水漏れ	実費 (必要または妥当な費用)	
	階下の施設に与えた水漏れ被害	実費 (必要または妥当な費用)	
権利保全 行使費用	施設の不備による転倒	実費 (必要または妥当な費用)	
	借家人賠償 責任保険金	火災、破裂または爆発、漏水、放水または溢水等により借用施設を損壊させ、貸主に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害	実額 (法律上の損害賠償責任の額) 1,000万円限度
施設賠償 責任保険金	階下の施設に与えた水漏れ被害	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等約款に定める額(1事故につき借家人賠償責任保険金と施設賠償責任保険金を合計して1,000万円を限度)	
	施設の不備による転倒	実費 (必要または妥当な費用)	

全日ラビー「テナント総合保険」

契約プラン(保険金額)別・保険料一覧表

お引受けの対象とならない借用施設の専有面積・業種・用途があります。裏面を必ずご確認ください。

事務所・店舗用

◆契約プラン一覧表(保険期間2年)

契約プランの決め方

- 設備・什器等の保険金額を実際に存在する設備・什器等に合わせてお選びください。
- 設備・什器等補償の保険金のお支払額は再調達価額が限度となります。

保険金額	設備・什器等補償(契約プラン)	300万円	500万円	800万円	1,000万円
	借家人賠償責任補償*	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	施設賠償責任補償*				
保 险 料	事務所・小売店(店舗)	20,000円	23,000円	29,000円	33,000円

- 保険料の払込みは一括払いのみとなります。
- 設備・什器等の保険金のお支払額は再調達価額が限度となります。
- 設備・什器等の再調達価額を超えて保険金額を設定しても、事故時の設備・什器等の再調達価額を超えて保険金が支払われることはありません。
また、設備・什器等の再調達価額を下回って保険金額を設定したときには、損害に対し十分な補償が受けられない場合があります。
- 再調達価額とは、損害が生じた場所および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再調達するのに必要な額をいいます。
- 費用補償の保険金額は、弊社パンフレット・約款に記載された「お支払する保険金の額」を限度額とします。
- 同一の保険期間内に発生した事故に対して支払う保険金の通算支払限度額は、設備・什器等保険金および費用保険金を合計して1,000万円となります。
※賠償責任補償には、借家人賠償責任保険金と施設賠償責任保険金を合計して次の2つの支払限度があります。

◆1事故の支払限度額:1,000万円 ◆保険期間内の通算支払限度額:1,000万円



■この保険で引受の対象とならない借用施設の専有面積・業種・用途

専有面積	不動産賃貸借契約に基づく借用専有面積が 330m² を超える施設(330m ² までは引受可)
対象外施設 業種・用途	<ul style="list-style-type: none">●料理飲食店、居酒屋、喫茶店、カフェ、バー、キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナックバー、スタンドバー、パブ、ディスコ(クラブ)等●火薬類販売、ガソリンスタンド、LPガススタンド、燃料販売業(石炭、木炭、練炭、薪、プロパンガス、灯油等)●専用倉庫、駐車場、自動車修理・整備等、印刷業作業所●ホテル、旅館、民泊、仮眠・休憩施設、レンタルルーム、貸会議室、建設作業員宿舎、冠婚葬祭業、映画館、映画撮影所、劇場、興行場等●遊戯娯楽場(麻雀店、パチンコ店、カラオケボックス、ボウリング場、ゲームセンター等)およびこれらに類する施設●岩盤浴、健康ランド、ヘルスセンター、スポーツジム、フィットネスクラブ、アスレティッククラブ、ヨガ、アロマテラピー、オキシジェン(酸素)バー、ゲルマニウム温浴上のリラクゼーション施設、マッサージ、エステティックサロン、日焼けサロンおよびこれらに類する施設●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業の用途(ソープランド、ラブホテル、アダルトショップ、派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売、アダルトサイト運営、テレフォンクラブ等)」●入れ墨(タトゥー、刺青)、ピアス、まつ毛・ネイル・美白・脱毛サロン等、身体に施術を行う店舗・施設●医療業、調剤薬局、整体、カイロプラクティック等およびこれらに類する店舗●クリーニング店(取次のみを行う場合を除く)、コインランドリー、新聞販売店等●毛皮類、宝石・貴金属商、美術・骨董商、質屋、買取専門店、金融業、卸市場等●生花店、種苗商、家畜商、ペットショップ、動物病院、ペットホテル等、動物・植物を取扱う店舗・施設等●教育施設、老人ホーム、介護福祉施設(デイケアサービスを含む)、児童養護施設、幼稚園、保育園(託児所)、塾、道場、ダンス教室、カルチャーセンターおよびこれらに類する施設 <p>※店舗併用住宅・無人店舗はお引受けできません。</p> <p>※上記以外にもお引受けできない業種があります。詳細については当社又は取扱代理店にお問い合わせください。</p>